

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、

国民健康保険税(国保税)が減免となります。

●減免対象：R2年2月1日～R3年3月31日に納期限を迎える令和2年2月分以降の国保税

●国保税の減免の対象となる方

1. 新型コロナウイルス感染症により、
主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

⇒ **国保税を全額免除**

2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、
主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方

⇒ **国保税の一部を減額**

《参考》会社都合で失業(失業時点で65歳未満)し雇用保険から失業給付を受け、国保に加入される方には、国保税の軽減制度があります。(申請が必要です)

▼保険税の一部が減額となる具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について、次の(1)～(3)すべてにあてはまること

- (1) 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入の種類ごとにみた収入が(保険金などによる補てんを含め)前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

▼国保税の減免額は、減免対象国保税額(A×B/C)に減免割合(D)をかけた金額です。

減免対象国保税額(A×B/C)

- A：世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
C：世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

世帯の主たる生計維持者の

合計所得金額に応じた減免割合(D)

- 300万円以下の場合：全部(10分の10)
400万円以下の場合：10分の8
550万円以下の場合：10分の6
750万円以下の場合：10分の4
1,000万円以下の場合：10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象国保税の全部を免除。

●ご自身が減免の対象となるか、裏面の「国保税の減免の簡易判定」もご活用ください。
不明な点等ございましたら、税務課にお問い合わせください。

身延町役場 税務課 TEL ☎ 0556-42-4803(直通) FAX ☎ 0556-42-2127

●申請・相談は、令和3年3月31日までの開庁日(土日祝祭日を除く)9:00～16:00

●身延町ホームページURL：<https://www.town.minobu.lg.jp/> ●QRコード

